

ご出店についてのその他の条件

1. 諸経費

- a) 共益費／ 店舗共用、共用施設を維持管理する費用（共用部電灯、清掃、衛生管理費、保安管理費、設備保守費、その他の費用）は再開発ビル管理運営協議会（管理組合の準備会）の計算方法に基づき毎月負担していただきます。
※共益費：約2,000円/坪
- b) テナント会費／ 当施設の繁栄と協調発展のため、御出店者で組織するテナント会（以下、テナント会という）へ全員加入していただきます。テナント会の運営費は御出店の皆様で負担していただきます。
なお、金額については、テナント会で定めるものといたします。
- c) 通常販促費／ テナント会で定める販売促進・共同宣伝費の費用を毎月負担していただきます。
- d) 開店販促費／ テナント会で定める開店時の共同販促費を負担していただきます。

2. 損害保険

御出店者は、店舗内の商品、内装設備、什器等につき、火災・盗難、その他の事故による損害を補填するために損害保険契約に加入していただきます。

3. 営業時間・休日

営業時間・休日については鹿屋商工会議所で決定いたしますので、それに従っていただきます。

4. 許認可等の取得

営業に関し、許認可を必要とする業種については、御出店者の責任において取得していただきます。
開店までにその写しを鹿屋商工会議所に提出していただきます。

5. 転貸・権利譲渡

御出店者はいかなる理由があっても、賃貸借物件を転貸したり、賃借権、営業権を第三者に譲渡し、または担保に供すること等はできません。

6. 店舗の内装工事

- a) 内装工事の施工区分および費用負担区分は別途定めます。
- b) 内装工事は、内装監理室（都市再生機構）の総括管理のもと施工していただきます。
- c) その他、内装工事に関しては、内装設計指針書ならびに施工指針書に従っていただきます。

7. その他

その他詳細は、出店契約、管理規約等により定めさせていただきます。

■敷金・賃金一覧表

	敷 金	賃貸料（円/月坪）*固定家賃
物販・サービス	月額固定家賃の15ヶ月分	6,000円～ 8,000円
飲 食	同 上	8,000円～10,000円

■募集業種一覧表（下記業種以外の場合協議の上決定）

物 販	婦人服・子供服・紳士服・靴・鞆・化粧品・アクセサリ・バラエティ雑貨 ファンシー雑貨・インテリア雑貨・等
飲 食	喫茶・ファーストフード・中華・和食・洋食全般
サ ー ビ ス	理・美容・エステ等

■テナント募集の問い合わせ先

鹿屋商工会議所：まちづくり推進室 連絡先：TEL 0994-40-8668 FAX 0994-41-9778